

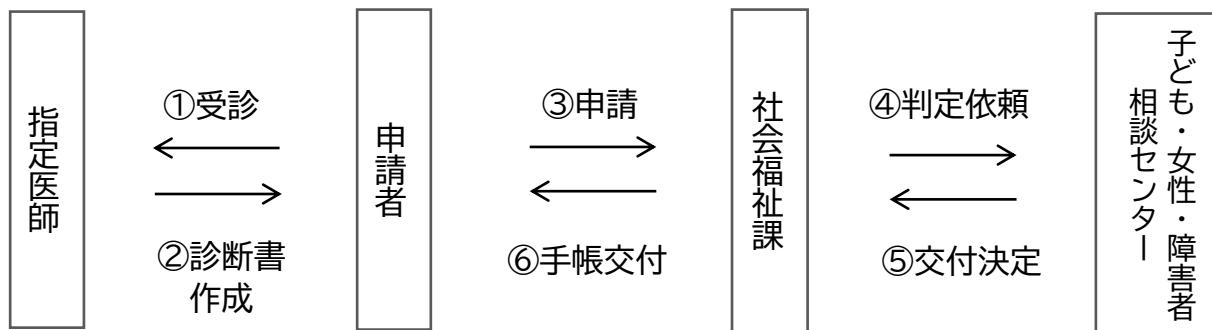
3. 障害者手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

●交付までの流れ ※手帳ができるまで1～2か月ほどかかります。



手 続 き	内 容	必 要 な も の			
		マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	診断書 ※3	手帳
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
等級変更	障害程度が変わったり、他の障害が加わったとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
障がい名追加					
居住地変更	住所や氏名が変わったとき	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
氏名変更					
紛失	手帳を紛失したとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
破損	手帳を破損したとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
返還	死亡したとき、または必要がなくなったとき	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

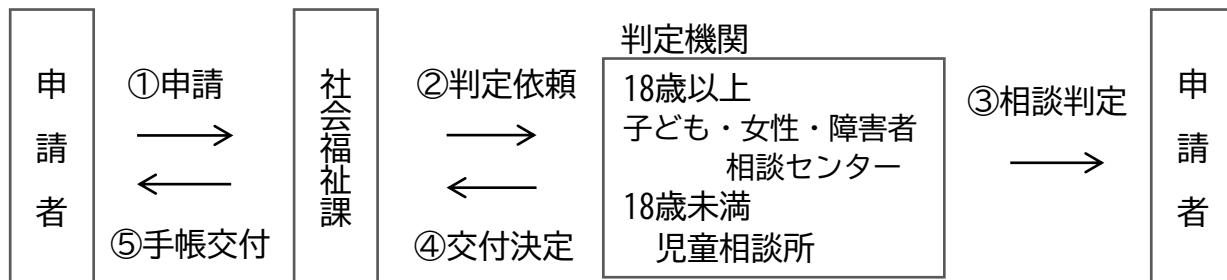
※3 診断書用紙は、社会福祉課または各支所市民サービス課にあります。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課 (50ページ)

療育手帳

知的に障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。障がいの程度により、A、Bの区分があります。

●交付までの流れ ※手帳ができるまで2～3か月ほどかかります。



手続き	内 容	必要なもの		
		マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	手帳 ※3
新規交付	初めて手帳の交付を受けようとするとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
更新	引き続き手帳を所持しようとするとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再交付	手帳を紛失または破損したとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
記載事項変更	本人または保護者の氏名、住所または電話番号が変わったとき	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	身体障害者手帳の等級または障害名が変わったとき	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
返還	該当しなくなったとき			<input type="radio"/>
	再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したとき			<input type="radio"/>
	死亡したとき			<input type="radio"/>

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

※3 他の手帳（身体・精神）をお持ちの場合は持参してください。

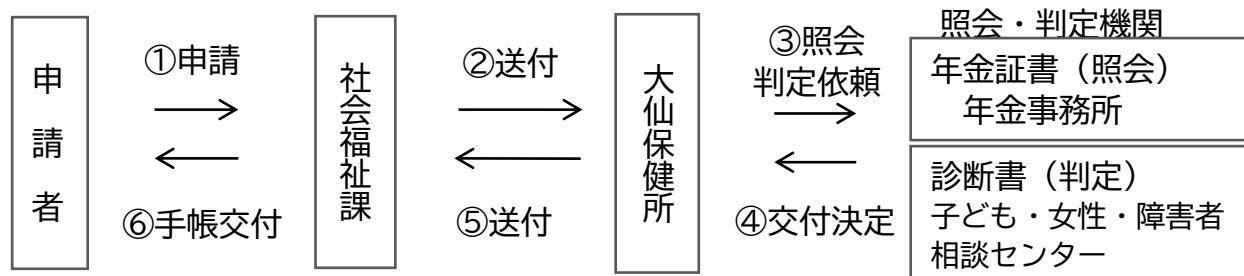
【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある方の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的とした制度で、各種の支援を受けるために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

●手帳の有効期間 2年間（有効期限の3か月前から更新申請可）

●交付までの流れ ※手帳ができるまで2か月ほどかかります。



手続き	内 容	必 要 な も の			
		診断書	マイナンバーのわかるもの※1	顔写真※2	手帳
新規交付	障害年金受給で初めて手帳の交付を受けようとするとき		○	○	
	診断書で初めて手帳交付を受けようとするとき	○	○	○	
更新	障害年金受給で手帳を所持しようとするとき		○	○	○
	診断書で手帳を所持しようとするとき	○	○	○	○
再交付	手帳を紛失したとき		○	○	
	手帳を破損したとき		○	○	○
記載事項変更	氏名、住所が変わったとき		○		○
返還	死亡したとき		○		○

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）